

慶長元和期の佐賀藩財政

城 島 正 祥

【要約】 佐賀藩初期の極端な財政窮乏には、基礎的な条件として、蔵入の比率が小さかったことを指摘できる。その理由としては、佐賀藩が元來蔵入に乏しかったであろう戦国大名の領国の後身であったのに加えて、大名が龍造寺氏から鍋島氏に交代したことに伴う特殊事情があって、蔵入の比率を拡大しようとする努力もその成果を減殺した。度々の幕府の城郭普請手伝の命は蔵入に乏しい佐賀藩の財政に大きな打撃を与え、慶長末以降は知行地の返上や高率の献米・献銀が繰返えされた。このため家中の家計は窮乏し、早くも元和初年には、一旦城下に集中した家中が、城下から疎開在郷して蔵入地を耕作し年貢を上納するという、佐賀藩独自の形態が始まった。しかも連続する普請手伝は依然として佐賀藩財政の再建を阻み、佐賀藩の巨大な借銀は家中の巨大な借銀と共に寛永期に持ち込まれた。

今、私の企図するところは、初期の藩財政史の展望に資するために、佐賀藩の一例を提供することにある。但し本稿では紙数の制約から初期の期間を慶長・元和期に短く限定し、寛永期以降に及ばない。

佐賀藩は戦国時代の雄龍造寺隆信の領国としての歴史を負っている。龍造寺氏の領国は天正末年隆信の孫の高房の代となつて以来、家老の鍋島直茂が実権を握って事実上の大名であり、

慶長十二年高房が歿して龍造寺氏の本家が絶え、直茂の長子の勝茂が領国を相続して佐賀鍋島藩の初代となった。文禄年間小川氏の遺跡をついだ直茂の次子忠茂は後に鍋島氏に復し加増されて鹿島を領し、元和三年勝茂の長子元茂は故あって祖父直茂の隠居分の小城を領した。後の鹿島・小城支藩成立の遠い由来であり、蓮池支藩成立の由来は後れて寛永年間にある。

佐賀藩初期の財政史料は恐らく他の諸藩に比しよく残存した方であろう。しかし中・近世の交ともなれば、武将の動静を伺う古文書には事欠かなくとも、財政関係の史料は流石に乏しい。『平吉所持之書物写』はその点珍しい類の史料であり、元禄十二年か或はその次あたりの辰年の二月の平吉源右衛門覚書と龍造寺政治家等の書状その他の写から成っている。

源右衛門覚書によれば、紀州熊野の出である平吉氏は海上の交易に従い、天正の中頃から佐賀領内で随一の豪商であった。天正の末の頃には御上御用の黄金を唐・天川にまで申遣して調達したこともあり、文禄役に備えて鍋島直茂に焔硝七千六百斤を調達したこともあった。また関ヶ原役その他の専途の砌には「御用の儀は不及申、御家中方より毎度銀子之儀被仰聞」れて、毎度差上げ申し、龍造寺政治家や鍋島直茂から金銀を預かつては、「利分を相付し」て進上した。即ち「京・大阪・長崎・平戸を掛、白糸白物之類大分商売仕」り、また「其外御蔵米を所々ニ差廻、数年之

間無疎御為能売立差上申」してきたのは、慶長十四年の暮にまで及んだ。この覚書と共に収められた龍造寺政治家書状その他の古文書の写は、この覚書の真実を立証しているが、平吉氏累代の龍造寺氏や鍋島氏に対しての忠勤を述べた覚書は、元和十年の大坂城普請に「人足其外御国元より仕送心遣仕」ったとのこと迄で終っている。平吉氏の富もこの頃から次第に衰えかけたらしい。

天正・文禄・慶長の頃の領国の財政を考えるには、このような豪商の荷った役割も軽視できないであろう。しかし領国の財政の基礎として先ず注目すべきものは蔵入地の定米の如何であろう。

さて佐賀藩の目安で最も古いものと言えば、坊所鍋島家文書にまだ「藩」と呼んでは如何かと思われる年代の慶長四年の目安（表一）がある。

この目安で「政治家様」とは、龍造寺隆信の子であつて早くも隠居中の政治家であり、この時の当主は政治家の子高房であるが成人していない。「加賀守・信濃守」は高房に代つて事実上の大名である家老の鍋島直茂とその長子の勝茂であり、最後の二千七百余石は在国衆が負担した六%の舫銀

らしい。

表1 慶長4年目安

都合定成	石	175,427.5
内	御蔵入	
	政家様(龍造寺)	
	加賀守信濃守在京新 (鍋島直茂)(鍋島勝茂)	
	在京衆3組	
残		
	45,734.5	
	2,744.07	但100石=付6石宛, 大坂迄ノ運賃除ク
慶長4年正月17日		信濃守(花押) 加賀守(黒印)

さてこの目安を一覧して、先ず気付かれることは「御蔵入」が「都合定成」に対し著しく小さいことであろう。それは一般に藩領における蔵入の比率についての常識にかけ離れるようである。尤も慶長四年は関ヶ原役の前年であり、相当の軍勢が上方に駐屯していたことは、この目安にも表れている。だからこの目安は非常時における特別の目安であり、若し平常の年であれば、当時においても蔵入はこれほど小さくはなかったのではないかと、一応考えられることである。しかしこの目安をすでに平常に復した筈の「慶長九年当物成目安」(表2)の前半の部分と比較してみ

ると、矢張りそうでもない。

慶長九年の目安で約三万六千石の「本蔵入米」は慶長四年の三万五千石の「御蔵入」に当るらしく、慶長九年の目安の中で「余田米」は「本蔵入米」の語に対して新蔵入とも言うべきところであろう。また「和泉守江戸新」は「余田米」と別置されているが、「余田米」の遣方は大体駿州・加賀守・信濃守の江戸新・伏見新であり、「和泉守江戸新」も本来「余田米」と見てよいのであろう。「駿州」とは龍造寺高房、「和泉守」は直茂の次子の忠茂であり、忠茂は関ヶ原役後人質となって江戸に滞在した。

さて慶長四年の目安に戻って、「加賀守・信濃守在京新」は慶長九年の目安に比較すると「余田米」の新蔵入に当る。「政家様」の隠居分の知行地は別にしても、「加賀守・信濃守在京新」は「御蔵入」に加算してよいであろう。しかし加算しても四万五千石となるにすぎない。一方「都合定成」には少くとも寺社領が除かれ、或は内儀方知行地も除かれているのであろう。これらを加算した「都合定成」は約十八万石程度であろうし、四万五千石の両蔵入はその約四分の一にすぎない。しかも慶長四年の「都合定成」には

表2 慶長9年当物成目安(慶長9年9月16日)

米	36,140.8 ^石	本蔵入米	} 都合米	} {	白米	22,088 ^石	
	19,151.7	余田米			58,396.5 ^石	赤米	36,308.5
	3,100.	和泉守江戸新 (鍋島忠茂)					
右遣方							
米	7,212.6 ^石		{				
			但白米	3,205.5 ^石		江戸新	
			斗当赤米	4,712.5			
		此銀 64.112 ^貫	} {	4.760 ^貫	加賀守信濃守江戸にて之遣方 (鍋島直茂・勝茂)		
		此内20貫目へ 公儀御私小遣方			59.352	駿州御遣方, 在別紙 (龍造寺高房)	
米	9,915.075 ^石		{				
			但白米	4,406.7 ^石		伏見新	
			斗当赤米	5,508.372			
		此銀 88.134 ^貫	} {	4.449.6 ^貫	駿州伏見大坂=而御遣方		
					7.073.84	加賀守伏見大坂=て之遣方	
					76.610.56	信濃守諸遣方, 在別紙	
米	3,100 ^石		{				
			但白米	1,500 ^石		和泉守江戸新	
			斗当赤米	1,600			
		此銀 27.800 ^貫	(12石5斗充)				
合米	20,276.675 ^石						
		(此)銀 180.046 ^貫					
米	14,586.32 ^石	切米	{ 諸給人并祭祀寺社 諸細工船頭水夫迄渡ル				
米	5,552.28 ^石	諸遣方	{ 道橋修理夫丸水夫粮材木代運賃 鉄地かね苧鍛冶大工作新客来 武具誘料其外小遣方				
米	1,000 ^石	{	但 本丸賄方				
米	500 ^石		佐賀々下関伏見江戸往来使者飛脚新				
米	500 ^石	{	但白米 400石 下ノ閑置米				
米	500 ^石	{	但白米 200石 船修理新				
合米	22,638.6 ^石						
右2口合	42,866.275 ^石						
引残米	15,530.225				{	白米 赤米	

註 “慶長比之御書物” 所収

領国の中で後世に大配分と呼んだ自治領の分が除かれてい
るのではないかと思われ、若しもそうであれば兩蔵入の比
率は更に小さく約五分の一度になるであろう。

合米」約五万八千石は約一万三千石の増であるが、この頃
の数年間でのかなり著しい増は、家中の知行地の減に対応
するものが大部分であろう。佐賀藩で侍の禄が安定し世禄
になるのは、特に大身の侍の家は別として、一般にはまだ

かなり後になってのことである。関ヶ原役では主戦場の関ヶ原に出陣せず大した激戦もしなかつた鍋島氏も、その直後に家康に命ぜられた立花氏との同志討の柳川合戦には相当の戦死者を出している。何れにせよ、慶長九年には両蔵入の「都合米」はかなり増してはいるが、まだ両蔵入の藩領全体に対する比率は依然として小さすぎる。

ところで佐賀藩の蔵入地が元来このように小さかつたことについて、これを佐賀藩だけの例外だと考えてよいものであろうか。他の諸藩についてこの頃の様子が分らないが、臆測するところでは、戦国時代からの大名の家が続いている藩にあつては、一般にこれと相似た傾向にあつたのではあるまいか。

戦国時代まだ火器の普及が不十分であれば、戦費の多くは侍各自の負担で足りる。江戸と国許での二重生活も無く、殊に普請手伝の大きな負担が無い。また一方では、若干の雑税や富商の献銀や富商と結んでの資金の運営による収益等が領国の財政の上にかんりの比重を持つこと等もあつて、恐らく戦国大名の領国にあつては、一般に蔵入地は案外に小さくてすんだのではあるまいか。そうして殊に佐賀藩の

場合は、他に類例も多いことであるが、戦国時代に膨張した龍造寺氏の領国が末期になって俄に縮少し、旧主を慕う筑前・筑後・肥後の侍を縮少した領国に迎え容れている。

しかし蔵入地の小さい戦国大名の領国の体制は近世を迎えては当然不都合を生じた筈であり、殊に徳川氏の天下となつて以来の頻繁な城郭普請の手伝は当然旧体制の転換を余儀なくさせたであらう。

① 坊所鍋島氏の鍋島生三は慶長初年以來鍋島直茂・勝茂を補佐し、後世の佐賀藩で請役家老と称した役を勤めた。慶長末年以來はこの重責を多久長門守安順等の龍造寺氏一族に譲るようになるが、依然藩財政についての責任を負っていた。元和三年隠居して次第に藩政から遠のいた。「坊所鍋島家文書」は約千通にも達する膨大な量の未成巻の原本であり、その大部分は慶長末から元和初年にかけて鍋島生三に宛てたものである。生三の家は現在佐賀市内に邸宅が残る唯一の鍋島家であることから、同文書を寄贈された佐賀県立図書館では「城内鍋島家文書」と仮称している。

② 第三節で触れる。小稿「佐賀領における石高と成(上)」『歴史地理』第四十卷第三号。

佐賀藩が慶長・元和・寛永年間に勤めた城郭普請手伝に

ついては、享保八年二月に至つて佐賀藩が幕府に提出した書上^①がある。先づ慶長十三年駿河城・同十四五年尾張名護屋城・同十九年江戸城・元和五年於江戸御普請方御用石運送・同六年大坂城・寛永元年大坂城・同五年大坂城・同十一三年江戸城（半役）を挙げ、次に慶長七年伏見城・同八年尾州名護屋城・同十年江戸城を「御手伝被仰付候由」とし、更に慶長十六年江戸城・元和元年大坂城を「御手伝相勤候由、乍然書付帳面等無御座候」とし、追記して「此外ニも御手伝相勤候儀有之由」とある。曖昧な例を含んでいるが普請手伝の大体の頻度は推察できる。なお国許での佐賀城と蓮池城も拡張普請が遅くとも慶長初年に始つていらしく、元和元年に及んだ。目立つことを恐れたのと徳川氏の城郭の普請手伝で工事は捗らなかつたらしい。^②

慶長の頃の普請手伝を伺う一史料として、左の年不詳六月十九日鍋島勝茂書状^③は絶えずに変化した勝茂の花押から判断して慶長の中頃であろう。

最前、出人二千可被差登由申越候処、千五百罷登候条、出人ハやうやう千二百二分ニ候、其故手前無人に候由、於御前御取沙汰之通承、突止に存候、やとい候へハ昨日今日ハ一人一日一

匁三分四分にて候、先様ハ一日増にたかく可成と校量候間、福九介にて申渡候人数、夜を日につき可差上候、今千五百可上人數ハ小や番又廿人ニ一人宛之奉行之者相除、もつこくわ候條て普請ニ相部^{（はまる）}もの千五百の積ニ可申付候

とある。大名等が名誉をかけて競う普請手伝は戦場と同様だつたらしく、藩の財政を顧みる余裕はあり得なかつたであらう。

しかしそれが藩財政の大きな負担とならない筈はない。

慶長十一年正月廿日鍋島勝茂書状^④とこれに対応する同日鍋島勝茂覚書の「国本にて借銀之覚^⑤」によれば、爰元借銀無

之候而、及迷惑候間……と、龍造寺政家を始めとして家

中・領中町人・長崎寺から合せて銀七十三貫を借用し、す

でに隠居中の鍋島直茂も銀十貫を援助している。また『元

茂公御年譜』に伝える逸話は何時の年のことか分らないが、

何れにせよ元和四年に直茂が歿する前のことらしい。上方

御普請の経費の調達に悩んだ勝茂が直茂の隠居所を訪ねた

ところ、直茂は納戸から印子二百斗りを取り出し、「ケ様之

時之金銀也」と、こともなげに渡し与えたという。しかし

度重る普請手伝には直茂の納戸も枯渇したのであらうし、家

中も次第に余裕を失つたであらう。勝茂が家中から借銀した史料に元和以降のものは見当らない。

さて藩財政の大きな負担となつた普請手伝も、慶長十五年の名古屋城普請に至つて決定的な打撃を蒙つたらしい。寛永十年幕府巡檢使の来藩を迎えるに当り、正月九日関將監等連署覚書は国許の家老に対して在江戸の勝茂からの細い指示を伝えてゐるが、その一条にも

一、御家中零落如何たる儀に候哉之由、御上使衆御尋之時ハ、
先年尾州御普請其後之御普請役ニ付而手前不相成由、御上使衆へ曾而御噂被成間敷由候、

とあり、勝茂にとつても家老にとつても、佐賀藩窮乏の直接的因はすでに自明のことであつた。名古屋城普請に於いて、慶長十五年二月廿五日鍋島勝茂書状には

尾州御普請弥造作可入体に申来、なに共令迷惑候、此中其もとにての校量之上、家中よりの借銀、はや京伏見にてかり候銀、三百貫目ニ及有之儀借間、百石ニ付而一貫目程之役たるへく候、……又蔵入より此中色々遣方之候銀、ふしみにて相改申候へハ、今度之御普請ニ不相構、二百七十貫目在之儀候、又今度之尾州御普請ニ蔵入より可出銀子、又我等今度之遺物料之銀子、可為分

過候、

とある。普請は翌る閏二月に始まつたが、やがて六月十五日鍋島勝茂書状の伝えるところでは

手前普請へ……一所ニ寄就申付、四千四百人も候得共、是も不足にて雇千余ニて毎日雇申候、銀子過分ニ入候儀可有推察候、普請者多有之衆も、諸手共ニ過分ニ雇入申候、

とあり、普請の経費は予想を更に大きく上廻つたらしい。

総経費を伺う史料が得られないのは残念だけれども、とにかく慶長十五年の名古屋城普請手伝による大きな打撃は、鍋島勝茂をして佐賀藩領の私検地と親類家中に対しての三部上地と七部反米返納の命令を決意させたのであつた。

同年霜月十一日家老多久安順等連署書状(村田八助宛)には

当領分之儀悉皆被相改、上下大小不残、百石ニ三十石之分差上申事候、今度尾州御普請過分之入目付而……返納百石より七十石之反米をニ被申付候得共、是も御手前之儀者差廻被申候。

とある。村田八助は龍造寺政家の次子であり、慶長十二年政家の隠居分を相続した。この十二年、政家に数ヶ月先立つて高房が歿し龍造寺氏の本家は絶え、村田氏は龍造寺氏

一族の本家格となったことから、特に上地と反米が免除されたのであろう。

① 『吉茂公御年譜写』

② 普譜の始る前年入夫を差上せた年から計算した例もあり、『徳川実記』と対照しても洩れた例がある。

③ 佐賀城は戦国時代からの龍造寺氏の居城を拡張し、蓮池城は同じく旧小田氏の居城を拡張した。『葉隠』に、鍋島氏と黒田氏は互に佐賀城と福岡城の囲堀を掘ることを援助したという。年不詳正月晦日鍋島直茂書状（『直茂公・高房公・陽泰院様御書』所収、鍋島生三宛）に

佐嘉蓮池間の普請申付之由、信濃書面に見え候、時分いかゝと存候間、事々敷候へぬやうに可申付候、他方を批判共候てへと存候間、其心得候て時分／＼にすこしつゝ可申付候

とある。元和元年蓮池城は破却され、同年後六月廿二日鍋島勝茂書状（坊所鍋島家文書、鍋島生三宛）によれば、勝茂は蓮池城の「天守矢倉屏其外倉家皆々」を佐賀城に移すべきことを命じているが、『元茂公御年譜』によれば、佐賀城も元和元年外曲輪や西の丸の石垣普請等を中断し未完成に終わったという。

④ 坊所鍋島家文書、鍋島生三宛

本書状と内容的に関連する年不詳六月二日鍋島勝茂書状に「昨日朔日夕御普譜（はまり）＝相部候」とあり、或は慶長九年の江戸城普請の際かも知れない。

⑤ 坊所鍋島家文書、鍋島生三宛。

⑥ 坊所鍋島家文書、龍与兵衛等三人宛。

⑦ 『多久家書物』所収、多久長門守等六人宛、

文書の様式は相田二郎氏の分類による「覚書・条書」に当る。別に佐賀藩では地方用語があるが、本稿では相田氏の分類名に従い、この類の文書は「覚書」と呼んでおくことにする。

⑧ 坊所鍋島家文書、鍋島生三等四人宛。

⑨ 『肥陽旧章録』所、取多久長門守等四人宛。

⑩ 『多久家書物』所収。

三

慶長十六年の私検地による佐賀藩の石高は三十五万七千三十六石五斗九升九合であり、慶長十八年に至って幕府に公認され、佐賀藩の表高となった。都合物成は二十四万三十石三斗六升八合一勺、その内小物成が三千四十四石七斗一升一合であり、^①当時の二公一民の基準に従っている。これに対し従前の石高は天正十八年正月の龍造寺高房領の朱印高が三十万九千九百二石、^②これと別に鍋島直茂領の養父郡の南半の文禄四年十二月の朱印高が五千七百石、その他石高不詳の分に鍋島直茂領の高来郡神代（かいら）と深堀純賢領の彼杵郡深堀があり、合計して約三十二万石に達したであろう。従って慶長十六年の私検地は草高において四万石近くを打

出したとしても、物成においては成の引下げによって以前と大差無かつたであろう^①。そうだとすれば私検地は無意味の様だけれども、三部土地の前提としても正確な検地は必要だつたであろう。現存する検地帳には慶長十六年正月十一日付の三根郡坊所郷の村々の数冊の検地帳があるが、また家中への中世風の宛行状数通がやはり同日付で残っている。普通に慶長十六年の検地と伝えるが、検地は十五年暮に始められ、十六年正月の日付で検地帳が作成され、また同時に三部土地による残七部の知行地に対して更めて宛行状が渡されたものらしい。

さて慶長末年かと推測されるが、年不詳の六月廿日鍋島勝茂覚書^②(鍋島生三宛)に

一、新蔵入万作ニ候共、五万石之外へ御座有間敷候、内壹万石は御普請者并水主鍛冶番匠石切御扶持方ニ可被成候、残り四万石ハ凡銀ニメ四百貫目餘可有御座候、右之分者御借銀返納之当ニ候事

○得其意候

一、当毛上五部か七部か可被召上之通、早々三人まで可被仰遣事

○当毛にて家中より返納之事、心遣尤ニ存候へ共、借銀過分之事候条、七部申付度候へ共、家中相統間敷と存候条、五部無未進相調候條、今より長門・右近・主殿へ談合候て可召置候

とある。これは佐賀藩の初期に往々用いられた複合した形の覚書であつて、蔵入方を預つた鍋島生三から勝茂に宛てた伺の覚書に対して、各条を書取つて条毎に勝茂が可否の意見を付している。当時の佐賀藩の用語で言えば鍋島勝茂点合の手頭である。

とにかくこの文面からすれば、慶長十六年における蔵入地の増は物成にして五万石を越えたであろう。

ところが、この時の蔵入地の増を伺う史料には、また別に元和六年霜月の「江戸御証人衆詰新銀割符帳」(表3)がある。当時龍造寺氏一族の諫早・多久・武雄・須古の家老四氏が幕府に人質を差出していたことについて、親類家中の知行地と蔵入地の定米に対し、百石に銀十三匁二分宛の筋銀を割り付けた帳簿である。「何某(殿)与私」とある。「与私」はこの頃の佐賀藩史料に散見する「与中并私之家中」或は「与中并私之被官」の略称らしい。従つて、この

表3 元和6年江戸御証人衆詰祈銀割符帳
（元和6年霜月29日）

定米	石		
	13,600	諫早右近允殿	} (龍造寺)
	12,355.06	多久長門守殿与私	
	11,600	武雄主殿助殿	
	4,100	須古下総守殿	
	9,432.7	鍋島和泉守殿	(鍋島忠茂)
	3,740	村田八助殿	(龍造寺)
	8,442.49	神代民部少輔殿与私	
	5,382.014	勝屋勘左衛門尉与私	
	4,056	石井又左衛門尉与私	
	4,104.82	鍋島橋左衛門与私	
	2,463.44	石井縫殿助与私	
	1,731.024	鍋島九郎兵衛与私	
	3,422.74	鍋島伝兵衛殿与私	
	5,700.49416	嬉野与三兵衛与私	
	5,402.415	有田八右衛門殿与私	
	8,286.122	鍋島監物殿与私	
	184.51	牟田茂斉殿与私	
	1,045.8004	多久図書頭与	
	7,997.5	鍋島右馬助殿与私	
	4,520.42	鍋島伊豆守殿与私	
	4,920.057	成富兵庫助殿与私	
	3,539.289	生三与	
	20,000	紀州様御蔵入 (鍋島元茂)	
	18,974.535	紀州様御側	
	77,697.73333	御蔵入	

- 註 1. 以上の定米に（100石＝付銀13匁2分宛）の割宛てがある。
- 註 2. 以上の定米の合計 242,702.16389^石
- 註 3. この割符帳では寺社額と内儀方知行地が免除されている。
- 註 4. “肥陽旧章録”所収

割符帳により、最後の御蔵入約七万八千石を除いて他を合計すると、元和六年霜月における給人の知行地の定米の合計が出る筈であり、即ち約十六万五千石である。

そこで慶長十六年に遡るとすると、まだ紀州様（鍋島元成）御蔵入が作られていない。また元和六年には手明鑑の土地があった。この土地の定米の合計は何とも確実な推定ができない。しかし後述するように、ここで仮に六千石程

度の土地だったとして、この土地による蔵入の定米の増もすでに元和六年の割符帳には含んでいるらしい。

以上の外にも、慶長十六年の三部土地の以後元和六年までに、知行地・蔵入地の定米の変動はあったに違いない。しかし一応他の変動は無視して慶長十六年の知行地の定米の推定を進めてみると、特に土地を免除された村田八助の約四千石を別置すれば、三部土地直後の残七部は約十四万

七千石、三部土地の定米は約六万三千石であろう。また三部土地当時の知行地の定米はこれらに村田八助領を加えた約二十一万四千石となる。

しかし右のような推定は慶長十六年の蔵入地の定米の推定と綜合すると、かなりの矛盾を来すことになる。慶長九年の阿蔵入約五万八千石のその後の変動を考えると、鍋島直茂の隠居分一万石が割かれ、慶長十五年には鍋島忠茂が加増されて鹿島を領したと伝える^⑥。直茂の隠居分は元和三年元茂の知行地となり、忠茂の加増高は分らない。しかしとにかく蔵入地は定米四万数千石に減ったとしても、外に直茂の隠居分の定米一万石と寺社領の定米約四千石があり、内儀方知行地もある。この分の確実な定米は分らないが、寛永五年の知行高から推して定米千数百石とし^⑦、これらを蔵入地の定米に加算すれば、合計六万石位にもなるであらうか。更にこれを給人の知行地の定米の約二十一万四千石と合計すれば、佐賀藩領の慶長検地の都合物成二十四万三千石三斗六升八合一勺に対して大きな矛盾を生じる。また定米四万数千石と推定した蔵入地は三部土地の約六万三千石の外に、その後元和六年には手明鎧の土地もあり、若干

の開発高も加えた筈である。元和三年には直茂の隠居分の外に、蔵入地から定米一万石が元茂の知行地に割かれたとしても、元和六年の割符帳で蔵入地の定米は十万石を超えているべきであろう。

右のような誤算を来した原因は、前に断ったように、慶長十六年の三部土地以降の知行地の変動を元茂の知行と手明鎧の土地に限って見たことに由ることが多いのであろう。恐らく三部土地は六万石にまで及ばず、従って元和六年の割符帳に見る給人の知行地の定米には三部土地の後でのりべー卜的な加増を含んでいるのであろう。

右の推定を裏付けるために、坊所鍋島家文書を用いて、坊所鍋島氏の禄高の変遷を考えてみたい。

まず慶長十六年正月十一日鍋島勝茂宛行状(鍋島生三宛)に「合而千七百五拾斛地之事、宛行畢」とある。これは三部土地の残り七部についての宛行状であり、従って土地當時は二千五百石だったことになる。

さて鍋島生三は元和三年家督を子の監物に譲っているが、この時生三が監物に与えた元和三年十月十八日坊所領目安(表4)では、定米千七百八十二石三斗と別に「二部一合」

表4 坊所鍋島領目安(元和3年10月18日)

合米石 2,300	定米 1,782.3	米 ^{ニメ} 866.09	配分	定米 436.95	切米
		米 916.21		粗 847.28	
	定米 550	蔵入		米 400	我等賄分
		2部2合		米 516.21	引残テ

として定米五百五十石がある。五百五十石が二部二合に当る米は二千五百石であり、これは正に三部上地当時の生三の知行地の定米である。

元和三年十一月朔日鍋島勝茂宛行状（鍋島監物宛）には「合而高三千八百三拾三斛三斗三升地之事^{呼付}別紙父生三令付屬度由依申、充行畢」とある。前の二通での高は定米を指したのに対し、これは草高であるが、当時の佐賀藩では知行高を六ツ成とした。尤もその場合、知行高は架空の知行高であつて、慶長検地による二公一民の物成を、それが草高の六ツ成に当たっていると仮定して、物成から逆に架空の草高を算出した。従つて実際^⑧の知行高よりかなり大きくなつてゐる。それはとにかくとして、三千八百三十三石三斗三升の六ツ成は正に二千三

百石であり、従つて生三の知行地の坊所領は二部二合を含めて無事に相続できたことになる。

このように坊所鍋島氏は慶長十六年正確に三部上地を行いながら、間もなく旧知行地の二部二合を増の形でリベートされている。この加増は自身の龍造寺氏一族の家老等に迄は少くとも及んでいないらしいが、また坊所鍋島氏だけに限られたのではないことは確実であり、相当広範囲の家中に及んだのではないかと思われる。そうだとすれば、強行された一律の三部上地は、高率の反米返納と重なつて無理を来し、藩財政再建のための抜本的な対策でありながら、若干の後退を余儀なくしたのであらう。

次に反米返納の名における献米は、慶長十六年が最初の例だとは言えない。またこの後も度々繰返されていて、或は殆んど例年の賦課となつたかと思われる。但し返納率は七部と限らず年によつて異り、またこの後は反銀と呼んだ例が多く、出米・出銀と呼んだ例も多い。

序に佐賀藩で給人の反米と紛らわしいものに、「百姓の高懸物の反米がある。はじめの頃、元和七年や寛永四年の定書では「夫料」と呼んでいるが、後に「夫料反米」或は単

に「反米」と呼んだ。百姓の反米の率は年によって異なるわけではなく、「五部反米」とは5%の反米であるが、若し給人の反米であれば「五部反米」は50%の反米を意味し、「部」の意味にも差がある。^③

- ① 多久家文書、寛永十年領高覚。
- ② 「御朱印写」所収、天正十八年正月八日豊臣秀吉朱印状（知行方目録）。
- ③ 坊所鍋島家文書、文禄四年十二月朔日豊臣秀吉朱印状（知行方目録）写。
- ④ 小稿「佐賀領の石高と成（上）」『歴史地理』第九十巻第三号。
- ⑤ 坊所鍋島家文書。
- ⑥ 「鍋島和泉守忠茂譜」。
- ⑦ 多久家文書の寛永十年領高覚によれば、慶長十六年検地における寺社領は六千二百九十石四斗四升六合、物成は三分の二である。
- ⑧ 「寛永五年惣着到」における内儀方知行地は二千八百六十七石四斗一升七合九勺二札、この着到（分限帳）では特に「四ツ成り」の但書が無い限り五ツ成りで、内儀方知行地も五ツ成りである。
- ⑨ 小稿「佐賀領の石高と成（下）」『歴史地理』第九十巻第四号（未刊）。

佐賀藩の知行地の草高の計算法の原則は

$$\text{慶長検地による草高} \times \frac{2}{3} = \text{物成}$$

物成 + $\frac{6}{10}$ = 幕府の草高（元禄3年～6年）
 物成 + $\frac{5}{10}$ = 幕府の草高（寛永5年～19年）
 物成 + $\frac{4}{10}$ = 幕府の草高（明暦2年以降）
 である。

⑨ 小稿「佐賀藩の点役方小庄屋」『史林』第四十四巻第四号、但し同稿を執筆の際までは元和七年の定書を知らなかった。

四

慶長十六年の三部上地や度々の高率の反米・反銀の返納にも拘らず、佐賀藩の財政は容易に好転しなかったらしい。慶長十九年佐賀藩は江戸城普請手伝を命ぜられ、十月初め普請を終った。しかしまたまた冬の陣勃発の心配があり、勝茂は頻りに出陣を願出で、国許に立帰る余裕もなく大坂に直行し、『勝茂公御年譜』によれば、この時勝茂は幕府から銀三百貫を借用したという。寛永十二年九月廿日鍋島勝茂覚書には^①

一、……先年大阪御陣之刻、銀子無之及迷惑候付而、刀脇差なとかなたこなた = 質 = 置、借銀可申由候つれ共、ヶ様之刻ハかし手なく、はたと行当可仕様無之候儀、召仕候者共存

たる事候

とある。冬の陣の時のことであろうか。勝茂は夏の陣にも九州の大名の中では誰よりも早く馳参したけれども、落城迄に間に合わなかったという。なお慶長十九年十月十日鍋島勝茂覚書には

一、当年今迄無際限物入候、……さ候ハ、国借銀一職当年之返納被差延、上借銀払切申度事

一、当五部之儀專一ニ可被申付候事

等とある。この頃の国許での借銀については、「当町人借銀引残本利合、元和三年九月切目安」^⑤があり、「元和二年借銀」と「前借銀之内」の本利合せて約二百貫の借銀を元和三年暮の蔵入で皆済することになっている。しかしそれが当時の佐賀藩の借銀の全部ではない。

さて佐賀藩の財政が依然困難である時、上地や反米・反銀の返納によって蔵入方の負担を分担することになった佐賀藩の親類家中は、当然のこと乍ら家計の困難を来してきた。上地や反米・反銀を免れた切米取の侍も切米が都引して支給され、百姓の年貢も限度を超えるか超えないかの重い負担となった。

給人の家計困難に対する佐賀藩の対策には、先ず領内の

銀主に対し給人の借銀の利子を切捨て、元銀の支払を猶予する措置がとられている。坊所鍋島家文書の丙十月十二日の定書は元和二年の丙であることは疑を容れない。

一、此家中之者、於国中金銀米之間、為給人借用仕候を三年相延候条、此間ニ手前相統候様ニ可仕候、四年五年ニ本銀可返納候

付、当配分之後、借銀借米之儀者銘々勝手次第やり取可

仕候

とある。

また坊所鍋島家文書に、日付の記入も無いが元和初年と推定される定書案がある。初めに「覚」と書き抹殺して「定」と書き改めた外、条文にも随所に訂正箇所があり、全くの下書である。この条文の一条に

一、給人下地を抱、百姓なみに上納之儀者不及申、御公役少も不懸合之仁於有之者、其仁名付候而可申聞事

とある。佐賀藩史を通じて見られる給人の在郷と蔵入地の耕作、従ってまた百姓並の年貢上納と夫役負担の事実は佐賀藩の特殊な形態として注意されることであるが、すでに

元和初年には始つてゐることになる。それについて、由来するところが、近世初頭にあるべき兵農の分離と給人の城下移住の不徹底にあるのではないかと、先ず頭に浮ぶことである。しかし坊所鍋島家文書で「定置条々」とある元和四年正月廿八日の定書には

一、佐賀蓮池へ移罷居候者無理リ在郷仕儀、可為曲事(寛政カ)

一、居屋敷并家売買仕候儀、可停止事

一、家中手前不相成者之役目、誰好普之者たりといふとも、不申聞、私ニ仕代儀、可為曲事支

付、知行質券仕候儀、堅法度之事

とあり、元和七年十月十二日の「諸法度並定置条々」^④には

一、給人居屋敷を売候儀、停止之事

一、給人家を売候儀、親類中より申届、墨付を取候て可売事

一、下々在郷候儀、四人切手を以可申付支(多久、武雄、須古、諷早の四家老)

付、佐嘉無人ニ無之様ニ可然候

とある。當時在郷した給人の中で、少くとも直參の給人の多くは一旦佐賀城・蓮池城の城下に移住しながら、生活困難のために止むを得ず郷村に疎開したことが知られる。その際佐賀藩の場合、鍋島氏が国替により給人を引連れて他

所から入部したのでは無かつたことは、給人の郷村への疎開をスムーズにしたことであろう。^⑤なお給人の在郷はこの時願出制になつており、寛永年間に至り一二度願出制も撤回して勝手な疎開を認めたことがあつても、大体この原則は貫かれた。しかしそのことは、従つて実際に在郷した給人は数から言つて稀だつたであらうとは言えないことで、それは蔵入地の耕作についても同様である。

なお元和四年と七年の定書を比較すると、四年には給人の居屋敷と家の売買が共に禁止されているのに対し、七年になると家の売買は願出制になつてゐる。給人の家計は年と共に困難を加え、佐賀藩の当局としても次第に譲歩を余儀なくされてきた様子を伺うことができる。

さて前掲の元和初年の定書案には、また

一、上納月拾日限ニ皆納可仕候、若緩ニ候て未進之仁於在之者、則罷者可申付事(又、)

一、上納不足候て他出之仁於有之ハ、其村中より候て可相調之間、走候する見懸之仁ニハ兼而番を付可召置事

とある。しかし百姓はその負担に堪え得たであらうか。その頃の佐賀藩には百姓の逃散が頻発したらしい。元和三年

と推定できる卯月二日江戸小性衆書状^③には

一筆致啓上候、仍元和二年之暮、白石⁽⁴⁾石⁽⁴⁾百性六百五十一人走申候由……夫⁽⁴⁾付、御蔵入所無残所相きわめ申候へハ漸百人斗走申候、此分ハ世間能かう作能年も……いつも走申事ニ候とあり、年不詳正月廿二日鍋島直茂覚書^④には

一、領中百性相はしり候由、得其意候、はしりものの儀ハ不及力候、此先之儀はれん⁽⁴⁾ミンをくわへ、はしり候へぬ様ニ才覚尤候

とある。直茂は元和四年に歿したが、この覚書は多分元和三年であらうか。

なお元和七年十月十二日の定書^⑤には

一、夫料として物成差石ニ付而、蔵入所ハ五升配分所ハ三升、惣百姓共より差出、郷夫召仕間敷事、但、召仕候へて不叶義ハ其手寄⁽⁴⁾之在所之者ニ新を差出可召仕事

とある。この定書は寛永四年にも繰返えされており、夫料を上納することによって郷夫を免除された筈であるが、寛永十年の史料によれば少くとも当時は実際はそうでなく、負担の重課となっていた。

① 『肥陽旧章録』所収、多久美作宛。

② 坊所鍋島家文書、多久長門等四人宛。

③ 坊所鍋島家文書。

元禄二年歳録 本利合 133,165,6717 } 本利2口合
前歳録之内 本利合 70,302,382 } 203,458,299

右本利二口合銀……当蔵入ニ而返納申候儀、存候儀也、元和三年十月七日御印。^(鍋島遊茂)

④ 多久家文書、「銀配之覚」とある元和六年霜月廿六日鍋島勝茂覚書（多久長門等二人宛）に

一、切米取へハ可相控由被申越候へ共、何も辛勞仕、其上三部引候間、惣並式部可遣事

⑤ この定書案の一条に四百斛夫飯米のことがあるのは、多久家文書の元和二年六月十三日「公儀御普請勘覚」の一条に「四百石夫三百人行合ニ可被差上事」とあるのに対照される。

⑥ 『直孝公御代（上）』所収。

第二条の「親類中申届」とある「親類」とは、後世の佐賀藩では白石の鍋島氏・村田の鍋島氏・川久保の神代氏・久保田の村田氏を指し、多久・武雄・諫早・須古の四氏は元禄十二年に「親類同格」となった。しかし佐賀藩も初期の史料で見ると、多久・武雄・諫早・須古の諸氏が「親類」と呼ばれていたらしく、龍造寺氏の時代の名残として当然であらうか。

⑦ 尤も蔵入地の耕作となると、まだ問題がある。給人の耕作が知行地の手作りだけであればとにかく、蔵入地の耕作権は曾てそれを持っていた給人も城下に移住した時に放棄していた筈であらう。再び在郷して蔵入地を耕作することになった給人の場

合、その耕作権はどのようにして入手されたのであろうか。元和四年の定書案には

一、百姓前々より御公役仕米候下地職、下代庄屋として私ニ替申間敷事

とある。實際上、代官下代や庄屋が相当自由に裁量していたのであろうか。

なお佐賀藩での特殊な形態として、給人の在郷耕作と共に注目されることには、給人が町人並に市中で商売に従事することがある。元和初年生活難による在郷耕作が始ったと同時に、市中での商売も始っているのではないか、との可能性は充分考えられるけれども、管見の限り、相当広範囲に給人の商売が営まれたらしいことを確認する史料は、承応四年にまで降ることになる。

⑧ 坊所鍋島家文書、宛所は記してない。

⑨ 『直茂公高房公陽泰院様御状』所収、鍋島生三宛

佐賀藩の百姓一揆は従来、寛延三年の給人と連携した極めて特殊な性格を持つ諫早騒動以外には知られていず、私も元和初年より後では諫早騒動以外に百姓一揆の史料を知らない。しかし百姓の負担は寛永以降には軽減したとも考えにくい。郷村にあって百姓と共に給人が交りあって十人組・五人組を作ったことや、村横目による徹底した警察行政等がこの後の百姓一揆を防止した原因であろうか。

⑩ 『直孝公御代(上)』所収、本書は諫早直孝の年譜ではなく、直孝の時代の文書の集成である。

五

元和偃武の後、佐賀藩の蔵入地の増を図る努力にはまた領内の積極的な開発があつた。それは水利土木に特殊な識見と技術を備えた成富兵庫助茂安の進言によると伝えられる。その開発は寛永前期に及んだけれども、すでに元和六年の頃には若干の成果があつた。元和六年の「江戸御証人衆詰新銀割符帳」を見ると、給人の知行地と蔵入地の定米の合計が約二十四万三千石であるが、元和六年十一月五日多久長門守覚書(『肥陽旧章録』所収、鍋島勝茂宛)は四人証人前詰料の割付けから寺社と内儀方を免除している。それら免除された分の正確な定米が分らないが、寺社領は慶長十六年と寛永五年の平均をとり、内儀方知行地は寛永五年に近かつたものと仮定し、これらを合計すれば約四五千石である。①これを蔵入地や給人の知行地の定米に加算すれば二十四万七八千石となり、慶長十六年の検地の際より七八千石は増していることになるであろう。

また『勝茂公御年譜』によれば、元和六年には平侍の予備役制が作られ、知行地を召上げ切米を支給することにし

た。即ち

今年御家中之侍、当時御用ニ不相立者の儀ハ、現米五拾石以下
知行被召上、御蔵前ニ而現米十五石被仰付、如睦にてハ無役、
物前之節者鍵一本具足一領にて可罷出之旨、被仰出、……侍凡
式百余人御蔵前十五石ニ成也、今手明鑑と云

とある。手明鑑^⑥となった平侍が上地した定米の合計が分らないが、仮に平均を三十石として合計約六千石となる。しかし代つて切米十五石宛を支給されたとすれば、蔵入方の実収の増は約三千石となり、大して影響は来していない。そうしてこの上地が何月に行われたのか分らないが、何れにせよ元和六年霜月の割符帳ではこの上地による分の定米の増はすでに御蔵入約七万八千石に含まれているらしい。元和七年の目安における御蔵入の定米が割符帳の定米のまだからである。

さて佐賀藩財政の窮乏は、直接の原因が頻繁な普請手伝にあるにせよ、基礎的な条件は蔵入の比率の小さいことにある。普請手伝は何れの藩にとっても大きな負担であったにせよ、諸藩の石高に応じて割当てられる以上、蔵入の比率の小さい藩程、負担の重量が増す道理であろう。佐賀藩

が知行地の土地や領内の開発によって比率の改訂を図ったのは、いかにも抜本的な対策であった。

前に、私は慶長の目安における佐賀藩の蔵入の比率の小さいことを以て佐賀藩だけの特殊例とせず、戦国時代以来大名の家が連続した諸藩にあつては大体同様の傾向があつたのではないか、との臆測を述べておいた。かような臆測から、また従つて、慶長・元和の頃にはそれらの諸藩でも佐賀藩の場合と同様に蔵入の比率の拡大についての努力がなされているのではないか、一律の上地や侍の予備役制による上地とかでなくとも、何等かの形で知行地の再配分が行われ、また領内開発の努力が試みられているのではないかと臆測している。

しかし佐賀藩以外のそれら諸藩においては、一回の上地によつても相当の成果を挙げ得たであろうのに対し、佐賀藩の場合は漸くにして捻出した蔵入地が、鍋島一族の巨大な知行地を作り出すために、かなりの部分を知行地に還元する結果となつた。これは佐賀藩の特殊事情であり、佐賀藩初期の財政や家中の窮乏が諸藩の中でも特に甚しい理由となつたと思う。

元和六年の割符帳で見れば、御蔵入約七万八千石はまた佐賀藩領の約三分の一であるが、すでに紀州様御蔵入二万石や鍋島和泉守殿約九千石の巨大な知行地が作られている。若しこれらの知行地が作られなければ御蔵入はこの時すでに十萬石を超した筈である。しかし鍋島氏の立場からすれば止むを得ない事情もあった。それは慶長十二年龍造寺氏の本家が絶え、鍋島勝茂がその領国を継承した時、龍造寺氏一族の家老等は戦国時代以来の巨大な知行地を擁したまま領内に踏み止った。元和六年すでに三部上地を経ていながら諫早・多久・武雄・須古の四氏の定米の合計は五萬石を超え、更に村田氏の約四千石がある。龍造寺氏の一族は藩主となった鍋島氏に対し充分の協力を惜しまなかったけれども、鍋島氏としては龍造寺氏一族の藩屏を圧倒するだけの鍋島氏一族の藩屏を作りたかったのは、また当然であった。

更に鍋島勝茂には関ヶ原役の際西軍に味方し、しかも領国の安泰を得たことについて、徳川氏に対する報恩感謝の念が強く、誰よりも徳川氏に対する忠勤を抽んでようとした。このため関ヶ原役後忠茂は人質に差出され、冬の陣以

来は元茂も人質に差出された。寛永五年には忠茂の子で依然公儀奉公を勤めていた正成が勝茂と不和になり、勝茂は正茂の知行地を召上げたが、代りに五子直朝に与えて直朝をまた公儀奉公させ、更に四子直澄も公儀奉公に差出した。元茂・直澄・直朝は後では幕府から大名として遇せられ、小城・蓮池・鹿島の三支藩の初代藩主となったが、勝茂が自ら招いたことであつた。元和までは公儀奉公を勤めたのはまた弟の忠茂と長子の元茂だけであつたが、江戸詰の費は少くなかつた。

元茂は元和三年四月祖父直茂の隠居分定米一萬石を相続し、同十二月江戸詰の勘忍料として一萬石を増された。^⑤

元和六年七月勝茂は「我等手前如存過分之借銀有之事候条、其方手前ニ先様借銀多有之候共、加勢申義晚と成間敷^⑥」と戒めながら、翌七年には元茂の江戸詰料に毎年銀子五十貫目宛を遣すことを申渡している。^⑦しかも忠茂にせよ元茂にせよ、江戸詰による財政の困難を訴えることは度々であつた。

① 『寛永五年惣着到』における寺社領は四千七百八十二石七升五勺八札、但し五ッ成である。同じく内儀方知行地と慶長十六

年の檢地における寺社領については第三節の註⑦参照。

② 手明鎧はこれ以後予備役の平侍を意味した。手明鎧の名はこれ以前からあったことは、慶長五年十月十九日陣中法度（古文書写、鍋島主水差出『所収』）に

一、手明鎧之者手柄を励み高名候へ、弓鉄砲之内手柄之仁なきに可有其感事

とある。また根本史料ではないが、享保頃の武雄領の或る侍の手記（『佐賀武雄之故実』との仮題がある）の中に

偕又、手明鎧と申候儀ハ副鎧と申ニ対候て之名ニて候、以前ハ弓矢御座候節、大身之人ハ鎧柱に罷成、小身の侍五人ニても三人ニても望敷人を御断申上、手ニ付陣仕候、是を副鎧と申候、副鎧之外、小身之侍ヲ手明鎧と申候

とある。元和六年以降の予備役の手明鎧は如陸（平時）は無役とされ、物前之節（戦時）の役だけを負う筈であったが、間もなく平時にも勤務することになり、平侍と徒士との間の中間階級となった。

③ 多久家文書の寛永四年八月十四日鍋島勝茂覚書（多久長門等五人宛）には

一、手前借銀多有之儀、物成能知行之由候処、如何たる儀候哉と取沙汰候、とある。

④ 元和六年の割符帳で多久長門守は「与私」とあり、従つて定米の一万二千余石の中には、多久領の定米の外に多久長門守の指揮下にあった若干の勝茂直參の家中の知行地の定米を含んでいる。しかし『寛永五年惣着到』によつて見れば、多久長門守と武雄主殿助は知行高は殆んど等しく、元和六年にも従つて兩

者殆んど等しかったであろう。

⑤ 『御家由来』所収、元和三年四月五日鍋島直茂判物、正確には定米一万三百六十三石三斗。

⑥ 『御家由来』所収、元和三年十二月朔日鍋島勝茂判物及び極月十一日鍋島直茂判物、正確には定米一万八石余。

⑦ 『泰盛院様御代御書付』所収、元和六年七月廿五日鍋島勝茂覚書。

⑧ 『元茂公御年譜』所引、元和七年八月五日鍋島勝茂覚書（鍋島元茂宛）。

六

元和五年佐賀藩は江戸での普請用圀石の運送に従い、翌六年は大坂城玉造口の普請手伝を命ぜられた。引統いての大きな負担であったが、元和六年七月廿五日鍋島勝茂覚書は「当年御普請ニ付、借銀過分相成」ったことを告げ、大坂城の普請を勤めた家中にも、また「就謂赦免候得者反銀難調候間」と江戸詰の元茂・忠茂にも、在国衆並の反銀を申付けた。

続いて同年霜月廿三日鍋島勝茂覚書によれば、

一、借銀返納之儀、此地にて長門・主殿（多久）へとくと談合申、三拾

六万石ニ割付ニ無残所相澄候、当年ハ七部ニ相究候、八介（村田）

殿・寺社・内儀方・諸職人以下迄不相渡候、雖御普請一兩年之内＝相懸儀＝候共、大形者来年皆済可申と存候間、心安可被存候、就其蔵入より出銀五百四十貫目にて候つれ共当物成之銀子不残差出、其方へ相渡し可然之由、生三・平右衛門・又左衛門へ申造候、

一、……七部之内月切於相違者、知行多少によらず其未進分之地有無＝請取、関平兵衛下代之者＝可相渡候……総割付＝相澄たる事＝候間、今年も七部之上可相納申候者於有之者、乍勿論請取可被申候、蔵入ハ七部＝不相構、皆出可申＝可澄候、

一、従前之借銀当御普請借銀、合式千六百貫目余にて候、百石＝付一貫六拾四匁＝相当積＝候、

とある。二千六百貫の借銀は銀百匁米六石として凡そ米十五万石に当る。利子が利子を生むことを恐れての強引な借銀皆済計画であり、成程蔵入方の総出銀と親類家中の七部反銀が可能であれば、「大形者来年皆済」できる筈であろう。しかし実際は蔵入方にせよ親類家中にせよ、別に新な借銀を作らない限り、総出銀や七部反銀は困難だったであろう。元和六年閏十二月廿三日鍋島忠茂書状によれば、忠茂は江戸詰の出費を訴え「今年二部・来年二部」に減免さ

れており、そうだとすれば元茂も同様減免されたであろう。その他の親類家中についても「未進分之地有無＝請取」ることが果して行われたものか、疑問であろう。

何れにせよ元和六年の借銀皆済計画が所期の成果を挙げ得なかつたのは確かであり、翌七年には勝茂は再び三部上地の切札を使うことになった。『水江事略』の伝えるところによれば、元和七年勝茂は国中の諸士に反錢反米を課することがあったが、龍造寺氏一族の多久・武雄・諫早・須古の四氏は、反錢反米によって国中の士の勇気が失われんことを恐れ、代って各三部地を差出し、この三部地は爾来永く公田の地となったという。

『水江事略』の説は従来疑問を持たれたことがなく、私もこれに従ってきた。しかし実は元和七年の上地はこの四氏に限らなかつた。

元和七年五月十日鍋島元茂書状によれば

拙者知行在所之儀……当年地より三部被召上候儀者、御意次第と申上候、相残而被下候御知行之儀者……能在所被仰付候様……とあり、同八月五日鍋島勝茂書は新に小城郡山内一職・佐保川島・山代一職を元茂に加増することを申渡している。

従って元茂は逆に数千石の地を増加されたことにはなるが、元和三年に二回にわたり元茂に与えられた定米二万石の知行地は、元和六年の割符帳で見つように、全部が元茂の蔵入地としてであった。この時元茂の御傍侍はまだ身分の上で勝茂直参の家中であつて、彼等の定米の約一万九千石は二万石とは別になつていた。しかるに元和七年になると、元茂は定米数千石を増加されたとはいへ、元茂の新知行高の中には御傍侍の知行高を含むことになつたのであり、實質的には元茂は御傍侍と共にかんりの土地を行つたことになつた。

元和七年の土地について、後世大配分と呼んだ自治領に ついての土地の定米や土地の率を表に作ると、表5の様になる。龍造寺氏一族の家老四氏の土地は多久氏を除いては 三部までには及ばず、一方また小城の元茂や鹿島の忠茂に も及び、多分神代氏も何程かの土地を行つたのであろう。中に村田氏は逆に定米を若干増しているが、これは前述した ように、村田氏が龍造寺氏の本家格であつて、しかも知行地が甚だ小さいために、他との均衡を考慮しての例外措置であらう。

表5 元和7年土地一覽

	元和6年	寛永5年	元和7年土地石	土地率
諫早右近允	13,600	諫早石見守	10,296.4	3,405.4 25%
多久長門守	(12,034.4)	多久長門守	8,584.4	(3,450) 29%
武雄主殿助	11,600	武雄主殿助	8,628.8	2,971.2 26%
須古下総守	4,100	須古中務	3,300	800 20%
鍋島和泉守	9,432.7	鍋島孫平太	6,808	2,524.7 23%
村田八助	3,740	村田八助	4,241	増701 増18%
神代民部少輔	?	神代対馬守	3,408	? ?
紀州様 (御蔵入・御側共)	38,974.535	鍋島紀伊守	28,276	10,248.535 26%

註 元和6年の定米は江戸御証人衆詰新銀割符帳による。但し多久氏は神代氏と同様(与私共)になっているので、多久領だけの定米は分らないが、水江事略に元和7年の土地を3450石余と伝えることから、寛永5年の定米を基礎にして逆算した。寛永5年の定米は寛永5年惣着到の知行高から計算した。紀州様は小城の元茂、鍋島和泉守は鹿島の忠茂である。

さて自治領の中で神代氏の土地高だけが分らないが、仮に須古氏の土地高に近かつたものとして、これら自治領の定米の増減を合計すると、全部で差引き約二万三千石の減となり、これだけが元和七年に自治領から上地した定米で

ある。

ところで寛永四年になって、佐賀藩の借銀皆済三年計画の目安^⑧を見ると、蔵入地の定米は十一万八千八百五十七石五斗六升であり、元和六年の割符帳での約七万八千石に対して約四万千石を増している。この内訳は元和六年以降の開発地の定米と元和七年の土地の定米からなる筈である。

そこで開発高の推定が必要になるが、寛永四年勝茂は慶長十六年の私検地の公認による在来の佐賀藩の表高に對し、その後の開発高を届出て佐賀藩の高上げを願出ている。^⑨この時届出た開発高は寛永十年領高積によれば五万石、物成にして二万五千石であった。^⑩それは慶長十六年以降の開発高であるが、元和六年までに開発され、すでに内高に結ばれていた分が、第三節で推定したように定米で七八千石程度だったとすれば、元和六年以降の開発高は定米で一万一八千石程度だったであろう。ところで寛永四年における元和六年以降の蔵入地の定米の増は約四万千石であれば、元和七年における土地の定米は二万三四千石程度となり、それは自治領だけの土地の推定定米にほぼ一致する。

右のような計算から、元和七年の土地は大身の自治領主

以外には及んでいないかと思う。

しかし小身の家中でも、自治領内の又家中になれば当然自治領内での土地を行った筈であろう。また直參の家中でも、元茂の御傍侍のように、この時又家中となった侍は矢張り土地を免れていない。元和七年八月五日鍋島勝茂覚書（鍋島元茂宛^⑪）には

一、其方傍之者共、少地になし候て成共、多分何方不申様^⑫可
然存候事

とあり、『寛永五年惣着到』による元茂の定米約二万九千石に對し、「寛永五年紀州様御蔵入有米覚^⑬」による蔵入地の定米は一万三千六百石である。従って元茂領内での知行の定米も大体推定できるわけであり、曾て約一万九千石の定米であった御傍侍は平均して二部程度を元茂に對して土地していることになる。

さて元和七年再度の三部土地によって、佐賀藩は財政の再建に成功したであろうか。

元和七年九月朔日付の「元和七年御蔵入凡之積^⑭」には、まだ元和七年の土地の分の定米を含まず在来のままの定米約七万八千石とし、落米除物が控除されて七万三千石と見

積られている。しかしこの目安はその一部の遣方を示した
 だけであり、これを補うものに元和七年十一月十一日付の
 「銀之遣方書立、来年中ニ可入銀子之積リ」^⑩とある目安と、
 無日付の「元和七年蔵入物成ノ七部相澄、其引残ニ而」^⑪と

ある目安があるが、この三通の目安を以てしても七万三千
 石の全部の遣方までは分らない。当時の会計年度が十月か
 ら翌年九月に及んだことから、「銀之遣方書立」には既に
 遣済みとなった分が省かれたこともあるのであろうか。こ
 れらの目安で主な遣方だけを拾うと、米約八千八百石の
 「惣切米」、銀五十貫目の「来々年御番請道具前誘入具ニ出
 ル」、銀約六百貫目の「来年登新」、銀凡三百貫目の「来々
 年御番請為用意普請者飯米其外当年ノ来年中調新」等があ
 り、「銀之遣方書立」の都合銀約千二百貫は、その中で半
 分の約六百貫、即ち「来年登新」の約半分と「普請者飯米
 其外当年ノ来年中調料」の全部を銀十一貫の「江戸御殿替
 進物代」と共に、京・江戸・国元での新たな借銀で賄うこと
 になっている。借銀の皆済にはまだ程遠いことが察せられる。
 寛永四年の借銀皆済三年計画の目安に見える佐賀藩の借
 銀は二千三百貫、元和六年の借銀二千六百貫に比し幾何も

減っていない。尤もこの間には寛永元年の大坂城普請手伝
 があつたことを看過できないけれども、元和六年の借銀二
 千六百貫が元和末において一旦は皆済されたであらうとは
 考えられない。

慶長・元和期においては、二回の上地の外に、度々高率
 の反米・反銀の賦課があつて、親類・家中は蔵入方の負担
 の軽減に役立ってきた。しかし彼等の負担も遂に限度を越
 したらしい。寛永になると彼等も亦蔵入方と同様に巨大な
 借銀を負うに至っていた。佐賀藩の財政再建への苦難の道
 は、寛永期において更に険しさを加えたのであつた。

① 『肥陽旧章録』所収・多久長門・武雄主殿宛。

② 『有田均家御書類写』所収、有田八右衛門等三人宛、有田八
 右衛門等は蔵入方の役を勤めていた。

③ 坊所鍋島家文書、鍋島生三宛。

④ 家老多久家の家譜。

⑤ 「佐賀領の石高と成（上）」『歴史地理』第九十卷第三号で、
 寛永五年の惣着到（分限帳）から天正検地の成を逆推する際に、
 水江事略の説に従つて、神代氏は元和上地を行わなかつたと推
 定した。また当時は元和六年江戸御証人衆詰料銀割符帳を知ら
 なかつたために、元和上地を一律に三部の上地として計算し、
 そのため推定の誤差を大きくした。

⑥ 坊所鍋島家文書、鍋島勝茂宛。

⑦ 『御家由来』所収、鍋島元茂宛。

⑧ 「泰盛院様御代御書物書拔」所収、寛永四年御借銀御返済当。

⑨ 多久家文書、寛永四年八月十四日鍋島勝茂覚書（多久長門等五人宛）。

⑩ 『多久家書物』所収、鍋島信濃守分領高積、正月九日付。

⑪ 「泰盛院様御代御書付」所収。

⑫ 「肥陽旧章録」所収、寛永五年二月十一日付。

⑬ 「泰盛院様御代御書物書拔」所収。

⑭ 右同。

⑮ 右同。

⑯ 『泰盛院様御代御書付』所収、元和六年七月廿五日鍋島勝茂覚書（鍋島元茂宛）に

一、諸事遣方算用九月切可仕事とある。

の続稿との重複を避けるためである。

終に本稿の作成に役立てた史料類についてその所在を記し、閲覧撮影の便宜を与えられた関係各位の御好意に更めて謝意を表したい。なお諫早市立図書館の諫早家文庫は最近同図書館に寄託されたもので、佐賀鍋島家内庫所の蔵書は近く佐賀県立図書館に寄託される。

佐賀鍋島家内庫所

平吉所持之書物写・慶長比之御書物・多久家書物・有田均家御書類写・御朱印写・鍋島和泉守忠茂譜・古文書写（鍋島主水差出）・直茂公高房公陽泰院様御状・泰盛院様御代御書物書拔・寛永五年惣着到

佐賀県立図書館

坊所鍋島家文書・慶長十六年三根郡坊所郷檢地帳・佐賀武雄之故実（石井文庫）・水江事略写

多久市立図書館

肥陽旧章録・多久家文書

諫早市立図書館

直孝公御代（上）（諫早家文庫）

佐賀大学付属図書館

勝茂公御年譜写・元茂公御年譜・御家由来・泰盛院様御代御書付（以上何れも小城鍋島家文庫）

（佐賀大学助教授）

本稿は昭和三十七年度文部省科学研究費による「佐賀藩初期の財政」の研究報告の第一部に当り、三十七年十一月三日説史会大会での口頭発表の草稿に補訂を加えた。考証を要するために徒に紙数を費し論旨が抄らなかつた。本稿において、なお言及すべき事項や引用すべき史料を若干洩したが、紙数の超過と第二部以下

Somakô 杣工 and Manor

—Tamataki 玉滝 Kuroda 黒田 Manor in the Iga 伊賀 Country—

by

Toshihide Akamatsu

Tamataki 玉滝 *Kuroda* 黒田 manors in the *Iga* 伊賀 country of the *Tôdaiji* 東大寺 territory have a special history as manors derived from *Soma* 杣, and naturally have a different character from those derived from cleared or contributed lands; and also these manors, upon which the *Heike* 平家 clan and other powerful clans developed, are the important existence for our studying history of the formation of the warrior's administration. Partly because the above-mentioned two manors left many sources for students, recognition of its character and history of these manors became distorted.

This article tries to remark errors in the former studies, considering that achievement of the study on those two manors has effect on the present study on the mediaeval history and at once to consider from the new angle those landlords' activities in their manors which were at the base of forming military administration. Main historical sources which I used were those of the *Heian-ibun* 平安遺文 edited by Dr. R. Takeuchi 竹内理三.

On the Finance of the *Saga* 佐賀 Clan in the Period of *Keichô* 慶長 and *Genna* 元和

by

Masayoshi Jôshima

We can remark, as a cause of extreme financial destitution in the early *Saga* 佐賀 period, a little rate of its income. The reason is that the *Saga* clan was a descendant of a warring *Daimyô's* 大名 territory which would be scarce of income, and that, on account of a special circumstances following to the shift from the *Ryuzôji*

龍造寺 to the *Nabeshima* 鍋島 clan in the position of *Daimyō*, the effort that increasing development of the financial rate was tired was in vain.

Frequent assistance for building a castle, under the order of the *Tokugawa* 徳川 Shogunate broke the *Saga* clan's finance of a vacant income at a great stroke. After the end of *Keichō* 慶長 return of tenures and high rate dedication of rice and silver were repeated.

Owing to this repetition, economy of the clan was reduced to want; and that clansmen, who had once concentrated around the castle, dispersed to their own home to till and pay rent, the peculiar form of the *Saga* clan started. The frequent help constantly put pressure upon the clan's finance and obstructed its rehabilitation, and huge debt of the clan with that of the clansmen remained unsolved into the *Kanei* 寛永 period.

T'ien 天 and *Ming* 命, and the Idea of *T'ien-Ming* 天命 in Ancient China

—The Development of the Revolutionary Thought from
K'ung-Tzū 孔子 to *Mêng-Tzū* 孟子—

by

Ichisada Miyazaki

According to *K'ung-Tzū* 孔子, *T'ien* 天 is in existence, but it is unknowable and mysterious; and so *Ming* 命 of *T'ien* also is an untouchable existence transcendental above reason. *Jên* 仁, what he called, is a human way of life, in which a man must, he taught, have an unmoved confidence, even though human affairs depend upon the unknowable *T'ien-Ming* 天命, this means "*Chih-ming*" 知命. But *Mo-Tzū* 墨子 took *T'ien* as a god of justice and explained that great political changes, like a political revolution, mean the result of prize or punishment which *T'ien* gives to the very act of the authority.

But practically, such a prize or punishment is not always practised in the world. Next scholar, *Mêng-Tzū* 孟子 remarked that though the political revolution is caused by the order of